

商品概要説明書

一般財形貯金

(2019年10月1日現在)

商 品 名	・一般財形貯金
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期 間 （預入期間）	・3年以上
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入貯金の種類	・次の賃金から年１回以上の定期的な天引きにより預入れます。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・１回あたり１円以上 ・１円単位 ・預入日の３年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で１年ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１,０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：０７６３－６２－２１２３）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：０７６－４２１－４８１１）
その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAなんと